

第百四十二回国参议院法務委員会會議録第十号

平成十年四月九日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月八日

辞任

円 より子君

補欠選任

広中和歌子君

四月九日

辞任

千葉 景子君  
照屋 寛徳君

補欠選任

菅野 茂君  
三重野栄子君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

武田 節子君

清水嘉与子君

依田 智治君

大森 礼子君

橋本 敦君

平野 貞夫君

遠藤 要君

岡部 三郎君

長尾 立子君

林田悠紀夫君

前田 勲男君

松浦 功君

菅野 茂君

角田 義一君

広中和歌子君

三重野栄子君

山田 俊昭君

矢田部 理君

下稲葉耕吉君

政府委員

警察庁警備局長

法務省入国管理

局長

外務省アジア局

事務局側

常任委員会専門

員

外務大臣官房領

事務住部長

伊達 興治君

竹中 繁雄君

阿南 惟茂君

吉岡 恒男君

内藤 昌平君

説明員

外務大臣官房領

事務住部長

内藤 昌平君

本日の會議に付した案件

○出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(武田節子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、円より子君が委員を辞任され、その補欠として広中和歌子君が選任されました。また、本日、照屋寛徳君が委員を辞任され、その補欠として三重野栄子君が選任されました。

○委員長(武田節子君) 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 自由民主党の依田智治でございます。自由民主党を代表して、簡単に法案の基本的問題を質問させていただきます。出入国管理法のこの改正点、いろいろ関係者からは非常に要望の強いものでございましたが、政

令で定める地域というのが書いてありますが、この政令で定める地域というのは現時点では台湾というように理解してよろしいか、まずこの点を。○政府委員(竹中繁雄君) 委員御指摘のとおり、台湾を予定しております。

○依田智治君 台湾としますと、沖縄とも近いというふうなことで本邦への渡航者も近年相当ふえておる。便利になれば恐らく今後ますます増加してくるんじゃないかと思いますが、そのあたりについて最近の状況をちょっと御報告願いたいと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) 我が国へ入国した台湾の人々の数でございますけれども、平成二年以降、大体六十万ないし七十万という高い水準で推移してまいりました。ちなみに昨年は八十五万七千八百七十七人となっております、平成七年から九年までの二年間で約四〇％の増加になっております。

また、先生御指摘の沖縄県の例でございますが、沖縄県の海の港ないし空の港から日本に入ってきたりしました台湾の人々の数は、昨年十四万二千三百七十六人となっております、これもやはり平成七年から九年の二年間で約四〇％の増加になっております。その大半は観光目的でございます。

○依田智治君 これまでこれだけ大勢の人が入ってくるんですが、外務省、法務省とも一々証明書を発行したり大変苦労が多かったというように聞いています。今度のこの法律の改正によって事務の大幅な省力化、合理化がなされるんじゃないかと思えますが、概要をちょっとお伺いしたいと思います。

○政府委員(竹中繁雄君) 台湾護照が我が入管法上の旅券とされますと、まず外務省関係の事務でございしますが、我が国へ入国しようとする台湾の人々に対し、台湾護照に直接査証を発給すれば足りるということになりまして、これまでのように渡航証明書を別途作成交付するという必要がなくなります。これが合理化の一番大きな点でございます。

一方、我が法務省関係の事務でございますが、本邦に在留する台湾の人々に対し、再入国や在留期間の更新等の許可を行います場合に、これもやはり台湾護照に直接証明書をすれば足りるということと、これまでのように別途再入国許可書を作成して交付するという必要がなくなるということになるわけでございます。

○依田智治君 大幅に簡素化されると。また、渡航者にとっても一時通過上陸とかその他も可能になるというふうなことで、今回の措置によって相当な渡航者の増加というのが見込まれるんじゃないかと思えますが、そのあたりはいかがですか。

○政府委員(竹中繁雄君) これはやってみないとわからないわけでございますが、一方において我々の方から見ればそういう合理化が図れるわけで、台湾からお見えになる旅行者から見ればそれはそれなりに合理化が進むわけでございますので、それが旅行者の数にいい影響を与えるであろうと予想しております。

○依田智治君 そういうことで、非常に双方にとって便利な制度だと思っておりますが、我が国の場合、これまで台湾護照の扱いというのは、いわゆる日中共同声明との関係においていろいろ今日までこういう状態のまま置かれてきた、こういう事情があるわけですね。

世界各国でも、台湾を国家として認めている国というのほもちろん旅券は通常の国と同じに扱ってわけですが、一つの中国という政策をとって、今回我が国で法改正するような方向で既にこの台湾護照、台湾の旅券の扱いを一般旅券並み



正によつても、今の局長がお話ししているような台湾の扱いというのは特段変わる必要もないというふうなことでしようか。

○政府委員(阿南惟茂君) むしろ日本の今回の法律を通していただければ、それ以降の扱いが台湾の現在の扱いと同じようになるといふふうな考えでおりますので、こちらの措置の変更に伴つて向こうがさらに変えるという事は予想されておられません。

○角田義一君 ところで、この法律ができませんと改めて出入国管理及び難民認定法の十四条の「寄港地上陸の許可」ということが問題になつてくると思つておられるけれども、「七十二時間の範囲内」と思つておられるけれども、「七十二時間の範囲内」で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、「云々とありますけれども、七十二時間」と思つておられるけれども、七十二時間の範囲内であるからおのずから範囲内というものは限定されると思つておられるけれども、この新しい制度ができてこれの取り扱いが具体的にどうなるか。

○政府委員(竹中繁雄君) 今現在は台湾からお見えになる方については寄港地上陸の適用がないわけでございます。

したががいて、この近傍の話も実は余り今現在大きな問題になつては居るわけではございませんで、今現在の取り扱いが、那覇等にお見えになるお客さんにつきましては、大体沖縄本島の中、七十二時間の範囲内であれば自由に動けるといふ取り扱いになっております。

○角田義一君 沖縄の人たちはいつときも早くといふことで願つて居るんですけども、台湾から来る人たちは必ずしも沖縄だけに限りませんね、羽田に来る人だつても当然いるわけでしょう。そうするとも、そういう人たちの七十二時間云々といふのはどういふふうになるんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 先生おっしゃるとおり、まさにこれは日本全国で通用になる法律でございますので、当然東京にお見えになる方も関西にお見えになる方にも通用になるわけでございます。したががいて、例えて申しますと、台湾から

ハワイに行かれた旅行者が帰りに東京に寄つてデイズニールランドを見て帰るのであれば七十二時間十分であるといふような場合に、デイズニールランドに行つて七十二時間以内でもって観光されるというふうなことは現在もあれば行われておられる。これは台湾ではございませんけれども、台湾以外の地域についてそういうことは行われておりますし、台湾の方々についても、この法律を御承諾いただきますれば可能になつてくるということでございます。

○角田義一君 条文を読めばわかるんじゃないかと思つておられるけれども、ちなみにその七十二時間を超えた場合はどうなるか、罰則か何かあるんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 七十二時間を超えた場合はやはり不法滞在ということになりまして、罰則の規定もございまして。

○角田義一君 つまらぬことかもしれないけれども、現実にはそういう問題は起きて居るんですか、きちつとそれは守られて居るんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 大体は守られて居るんですけども、出身国によつては、必ずしも十分に守られて居ない国からお見えになる方もしばしばございまして。

具体的な名前は控えますけれども、日本のビザを取得しにくいような国からお見えになる方の中に時々そういう例がございまして。

○角田義一君 今回、こういう法律の改正というものをしなければ、いわば台湾の権限ある機関が発行した旅券に相当する文書といふものを入管法上の旅券とすることはできない。要するに、これは法律の改正といふものがどうしても絶対的に必要だといふことなんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 旅券の定義は入管法に書いてあるのでございましてけれども、入管法の二条第五号といふところで、その関連の部分だけちよつと読みますと、日本国政府の承認した外国政府の発行した旅券、こういう書き方になっております。したががいて、台湾護照は明らかにこ

れには含まれませんので、これとは別途の規定を設けてこれを含ませるように法律を改正する必要があるといふことでございます。

○角田義一君 最後に二つだけ聞いておきます。この法律を改正して悪用されるということはないと信じたいたんではないけれども、先ほどちよつとお話があったような不法残留者が大幅にふえるとか、あるいはまたいわば新しい旅券を偽造するとか、そういう心配あるいはそれに対する対応といふのをあわせて考えておられると思つておられるけれども、そのことだけについて質問して終わりたいと思つておられます。

○政府委員(竹中繁雄君) 不法残留者が全体として二十七万数千といふ数がございまして、これに對しては何とかしなきゃいかぬといふことで日ごろから臨んで居るわけでございます。

台湾につきましては、今のところ台湾から本邦に入国して不法残留している人の数といふのは、これはことしの一月一日現在の数字でございますけれども、九千四百三十人といふ数字でございます。ですから、これは二十七万何千のうちの一人に満たない数といふことで、入つてこられる数が全部で年間八十五万あるわけですから、そういうことからいいますと、台湾からお見えになる方の成績は入管法上は非常によろしいといふことでございます。

ですから、ゼロではないわけですから引き続き我々もしつかり見ていかなきゃいけないと思つておられるけれども、そういう意味で台湾を入れたから特に大きい問題になるということには恐らくならないと思つておられます。

それから、一方におきまして偽変造文書はどうかといふことでございましてけれども、これも平成九年の総数で三千五百二十九件といふ数字が出ておりますけれども、台湾からの方でそういうことをやられた方は、ゼロではないんですけれども、これも非常に少ないといふことでございます。

したががいて、私どもとしてはこういうことが起きないように引き続き十分注意して入国管理をしつかりやつていくつもりでございますけれども、台湾の旅券を入管法上の旅券として認めるということによつて大きな問題になるということには恐らくないだらうと予想しております。

○角田義一君 最後に一つ。きょうはちよつと欠席されておりますけれども、照屋先生からは、何しろこの法律を早く通してもらつてゴールデンウィークに間に合せてほしいといふようなことを盛んに言われて、私どももはいつたんですけれども、結局ゴールデンウィークに間に合わない。申しわけないような気もするんだけれども、その公布の日から一月を經過した日とありますけれども、これはやはりこのぐらゐ準備期間を置かなきゃ間に合いませんか。ゴールデンウィークに間に合せてやるわけにはいかないのか、どうなんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) この法律を施行します場合に、私ども入官の職員が日本全国に散らばつておりますけれども、これに周知徹底して遺漏のないようにしなきゃいけませんし、それから恐らく在外公館に關しても外務省さん同じようなことをおやりになるんだと思つておられます。それから伺つて居るところでは、一部の事務機器のバックを要するといふことが仕様を要するといふようなことも必要で、やはり最低限一月は必要だといふことでございますので、御理解をいただきたいと思つておられます。

○角田義一君 終わります。○大森礼子君 公明の大森礼子です。質問いたします。今審議して居るこの法案ですけれども、実は提出予定法案一覽の中には載つていなかったものであります。何か急に出来たのかなという印象を否めないわけですか。先ほど角田委員もおっしゃいましたけれども、ともかく急ぐ急ぐといふことで、ゴールデンウィーク前までに何とかこれを施行と言われたわけですが、他方で、施行は公布後一カ月ですから、時間的に間に合わないのにと思つたわけ

す。  
それから、ゴールデンウィーク前にとりうのですけれども、詳しいことは知らないんですけれども、何か皆さん日本のゴールデンウィークを想定しておられるようですけれども、これは台湾の方のゴールデンウィークがあるのかなという問題でもありまして、そこら辺は特に深く追求いたしません、いづれにしても、当初の予定になかったものが出てきたという感じで、しかし理由をお聞きしてみれば沖縄振興策という意味もあって、それなりの理由づけがあるわけです。  
そこで、こういう形で出てきた理由、背景というものを教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(竹中繁雄君) 先ほど来申し上げておりますように、台湾から我が国への入国者の数が近年急増しておるといのが一番の大きな理由でございます。その結果、渡航証明書の発給にかかわる事務等が極めて煩雑になってきているということを外務省からも報告を受けております。  
したがって、これに関する出入国関係事務の簡素合理化を早急に図る必要があるということ、その解決策として本改正案を提出したというわけでございます。

○大森礼子君 私が今質問したのは、提出予定法案は内閣、政府がどういふふうな法案を提出するか、議員立法は除きますけれども、一応あるわけですね。それを見て我々はまたこんな法案が来るんだなというふうに思うわけですが、それになかったというのはいかなる理由によるものでしょうかという質問です。

○政府委員(竹中繁雄君) 早く気がついて出せばそれにこしたことはなかったと思うんですけれども、一昨年の台湾からお見えになるお客さんは前からわかっていたわけですが、昨年は大体どのぐらいになるかなというのに関しまして必ずしも十分注意を払っておりませんで、昨年の数字がある程度わかった段階で、やっぱりこれは早急に何かやらねばならないということでこういうタイミングになったわけでございます。

○大森礼子君 すっきりしませんけれども、これ以上申し上げません。というのは、何か逆にごつとこういふことを考えておられたけれども、対中国との関係でいろいろ慎重に運んできたためかなというふうな思つて質問したわけですが、何かさうでもないようなのでこれ以上は法務省の方にお尋ねしません。  
そこで、きょうは阿南アジア局長に来ていただきましたので、質問させていただきます。

先ほど、角田委員の方からも御質問があったんですけれども、この法案が通ることによりまして、台湾の発行した文書というものを正式な旅券と認めるわけではありせんけれども、それと同等なものとして扱ふことにはなるわけですが、そのことによつて、対中国との関係で台湾を特別扱いすることになるのではないかとこの問題が生じないのかどうかです。

それから、先ほどアジア局長がお答えになりました中国外務省スポークスマンのコメントで、日本政府が日中共同声明と日中平和友好条約の原則を厳格に遵守し、問題を慎重に処理するよう求める、こういう発表をアジア局長も引用されたわけですね、普通、外交上こういう言葉が使われる場合はどういふことを意味しているのか。

それから、まとめてお尋ねいたしますけれども、政府がこういう法案を通すことによりまして、今後の日中関係等の見通しといたしまして、何か影響を及ぼすものかどうか、そこら辺について外務省の御意見を伺いたいと思ひます。

○政府委員(阿南惟茂君) 台湾に関する我が国の立場は、御案内のように、日中共同声明第三項に明記をされておまして、この立場に基づきまして、我が国は台湾との関係を非政府間の実務関係としてこれまで維持してきておられるわけでございます。  
今般の入管法改正も、先ほど来入管局長の方から御説明がございしますが、目的は、日台間における民間交流の増大に伴う事務負担の軽減ということ

とでございます。また、この改正の中身も、現行の日本国政府の承認した外国政府の発行した旅券等と、今回の台湾の権限のある機関の発行した一定の文書というものは明確に区別をされているわけでございます。こういうことから、台湾を国であるとか台湾当局を政府であると認めるということではないというところははっきりしているわけでございます。

それから、中国外交部のスポークスマンが日本政府に慎重な対応を求めた、この慎重なというのは外交上どういふ意味かというお尋ねでございます。したが、外交用語として、慎重にというのが特別な意味を持つておられるわけではございません。私どもは、この法律改正の仕方そのもの、そしてまた今後の運用で、先ほども申し上げました台湾側、そして国際社会に対して日本の台湾に対する基本姿勢、政策が変わつたというふうな誤解を与えないように、そういう点で慎重に対処してもらいたい、こういう注文だといふふうな受けとめております。

また、これが日中関係にどういふ影響を与え得るかという御質問でございますが、以上申し上げましたようなことで、中国の当局者にはまた当局者の立場もございしますから、これで結構だと明確に言つたわけではもちろんないわけでございますが、これまで日本側の考え方を十分に説明してきておられますので、この問題が日中関係の現状に消極的な影響を与えるとか流れを変えるということはないと私どもは考えております。

御案内のように、昨年は日中国交正常化二十五周年、ことしは日中平和友好条約締結二十周年という年でございまして、日中関係は昨年の兩國首脳相互訪問、またことしは、今月新しく国家副首相になりました胡錦涛さんが日本に来られる、九月には江沢民国家主席も来られるというふうなことで、先般のロンドンにおける日中首脳会談、日中外相会談におきましても、二十一世紀に向かつて日中関係を発展させていこうという首脳間の合意もございました。こういう流れがこのまま

続いていくことを期待しているところでございします。  
それでは次に、これは法案の周辺問題ということでお尋ねするのですが、三月十日の大臣所信表明におきまして、大臣は、第五としまして出入国管理行政の充実強化ということについて触れておられます。その中で、不法入国者、不法滞在者の数を減ずるための効果的な対策、それから要員の確保等の所要の体制整備、それから職員研修の充実強化等に努めていくとおっしゃつたわけですが、きょうはそれぞれの具体的な計画をお尋ねしようと思つたんですが、申しわけございません、時間の関係でまたこの次に聞かせていただきます。

先ほど角田委員の質問に答えられて、偽造変造パスポートについては、何か台湾の方は少ないといふふうなお答えがあったと思つて、これは充春事犯の場面ですけれども、一度裁判で有罪判決を受けて強制送還された、何かいつの間にかまた帰つてきた。要するに、これは偽造の渡航証明書ということだと思つたわけですが、やはりこれからは偽造パスポート、あるいは台湾ですと偽造渡航証明書とか、こういうことも次第に巧妙になつてくるのかなという気がいたします。

こういう取り締まりにつきましては、入管の現体制では非常に限界もあると思ひまして、あとは警察の方の役割に負うところが大きいと思つてございします。こういう不法入国者、不法滞在者等の取り締まり等につきまして、警察としまして今後どのように取り組んでいかれるのか教えていただければと思ひます。

○政府委員(伊達良治君) 昨年中、警察と海上保安庁で検挙した不法入国者が千七百五十一人とこれまでの最高となっております。この背景には、集団密航事件の検挙人員が千三百六十人と大きく激増している、これが影響しているものと考えております。

警察としましては、こうした趨勢を背景にしま

して、昨年四月一日以降、警察庁と各都道府県警察に米日外国人犯罪対策室というようなものを設置しまして、蛇頭を初めとする国内の受け入れブローカー、こうした密航請負組織の実態解明と事件化に努めてきています。また、こうした蛇頭のグループは中国で密航者を募集するという点でありますので、中国政府に対する政府レベルの密航防止の申し入れ、これを継続してきたい。さらに、中国公安部などの関係諸外国の治安機関と積極的な情報交換を行いながらさらに密航組織の摘発に努めていきたい。

また、国内では、海上保安庁、法務省等関係機関との連携をいろいろ強化しておりますが、加えて沿岸警戒を強化して密航者の水際検挙にも当たりたい、こういう形で総力を挙げて取り締まり対策を推進していく所存でございます。

○大森礼子君 それでは、最後に大臣にお尋ねいたします。

所信表明の中で、大臣は、内外のいわゆるブローカー組織や暴力団関係者が組織的に関与する集団密航事犯等にも厳しく対処していくというふう述べておられました。

昨年に法改正があったわけですが、この施行日というのが平成九年五月十一日となりますので、約一年たとうとしております。それで、昨年の入管法改正の効果というものがどのようにならわっているか、大臣にお尋ねしますので細かいことはもちろん結構ですが、大臣はどのように効果あらわされてきたと御認識でしょうか。

○国務大臣(下福葉耕吉君) 昨年、おかげさまで入管法の改正をしていただきました。蛇頭等に対する対策ということいろいろ罰則を強化していただきました。

そこで、先ほど警察庁からも話が出たわけですが、あの法律改正前十一月間と改正後十一月間の検挙件数をちょっと見てみますと、平成八年六月から九年四月までの十一月間間で六十九件、千三百七十二名を検挙いたしております。

ます。平成九年五月から平成十年三月までの十一月間で四十八件、七百十九人ということになっておりまして、件数も減っておりますが、人員については大体半分近くまで減少してきております。

ということ、日本ではこういうふうなものに對する取り締まり強化の体制が大変しかれていくということが相手側にも周知徹底してこういうふうな傾向になってきているのではないだろうか。もちろん油断するわけにはまいりませんけれども、私は効果が上がっているというふうな判断いたしております。

○大森礼子君 以上です。

○橋本敦君 続きまして、質問をさせていただきます。

本件の法案について私どもも賛成の立場ではあるんですが、一番大きな問題になりますのはやっぱり一つの中国という国際的な基本問題だと思っております。

一九七二年九月二十九日に北京で調印されました日中共同声明、これに關していわゆる一つの中国ということが確認されたわけでありまして、私も日本共産党としても、当時中央委員会声明を發表いたしました立場を支持いたしました。中華人民共和国成立以来二十三年間一貫して中華人民共和国を唯一の正統政府として、日中外交回復することを主張し続けてきた党として、日中外交回復の実現を歓迎するという声明を發表させていただきます。

政府もこの立場を今日も貫いていらっしゃるということですが、この問題について、先ほどアジア局長から中国側の対応について若干の話がございました。しかし、表向き国交という立場の原則を考へますと、この問題については、二十四日の中国外務省スポークスマンの声明にもありますように、日本政府が日中共同声明と日中平和友好条約の原則を厳格に遵守し、問題を慎重に処理するよう求めるといふコメントを發表していることはアジア局長も御指摘のとおりです。

こういうことであるけれども、外務省としては、原則は日本としても一つの中国という立場を堅持しながら、本件の法案の処理については日中關係に今後影響を特に及ぼさないでやっていくという具体的な状況についての見通しの判断はお待ちである、こう伺ってよろしいわけですね。

○政府委員(阿南惟茂君) 日本政府が一つの中国の立場をとっているということは御指摘のとおりでございます。今回の法改正に当たりましては、この点に特に外務省といたしましては細心の注意を払って、中国側から共同声明違反であるというふうな批判を受けられないようにすることを常に心がけて法案の作成の際にも法務省の方と御相談をしております。中国側の反応については私どもも不必要に楽観的なことを申し上げるつもりはございませんが、中国には当初からこの法改正の目的、そしてどういう形で行っていくかという基本的な考え方は説明しております。

それで、先ほど来出てまいります中国外交部スポークスマンの発言にいたしましたが、これが共同声明違反であるというところは一切言っておりません。私もその点については理解を得ていると思っております。

ただ、日本と台湾との關係につきましては、これはもう国交正常化以来二十六年間常に中国が日本に對して慎重にやってくれということを言ってきたという問題でございますので、その点について中国側も懸念なしとしない、すなわち、日本の台湾政策は変わったというふうな印象を与えるのじゃないかということ懸念しているということはあるだろうと思っておりますので、その点についても我々は慎重に対処をしますよということを先方に伝えていくわけでございます。

○橋本敦君 基本的には中国は一つであるという政策に日本政府として変更はないという態度は外務省としてもきちっと話しておる、こういう意味ですか。

○政府委員(阿南惟茂君) おっしゃるとおりでございます。

○橋本敦君 この点で、私はそういう意味での日中間の国交は大事だと思っておりますが、依田委員からもお話がありましたように、法務大臣として、日本政府としてこの日中共同声明の立場を堅持する、中国は一つであるという立場に日本政府として何ら変更はないということをおっしゃることは、おっしゃっていただくことが事態の円満な解決に資すると思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(下福葉耕吉君) 委員御指摘のとおり、中国は一つでございます。

○橋本敦君 そういふ立場を踏まえて次の問題に移らせていただきますが、この問題については沖縄県から国際都市形成に向けた新たな産業振興策として平成九年十一月に要望が出されてまいりました。

その一つが査証手続の簡素合理化ということで、団体旅行客に対する査証処理等の簡素化、並びに数次査証の滞在期間を九十日に、有効期間を五年に延長し、あわせて査証を免除するという要望が一つはございます。

今回の改正に於いてこの問題についての改善の措置がとられるかどうか、外務省の御見解はいかがでしょうか。

○説明員(内藤昌平君) 私どもも、沖縄県が国際観光発展のために先生が今御指摘のいろいろな要望を出していることはかねてから検討しておるところでございます。その中でも、査証の面で手続の簡素化等、この目的に合ったこととして何が可能か、現在、鋭意検討中でございます。

なお、御指摘のように沖縄県に海外からの観光客が入っておりますが、その九〇％は台湾からの観光客であるということは私もこの点十分わかまえております。今度の法改正により出入国關係事務の簡素合理化が図られれば、その結果として、台湾住民に対する査証発給手続も迅速化されます。沖縄県の観光発展にも資すると思っております。

○橋本敦君 今言ったような検討の中で、具体的に先ほど私が指摘をした現実の問題として、滞在

期間の九十日あるいは有効期間を五年に延長という措置についての検討もしていただいておりますと理解してよろしいですか。

○説明員(内藤昌平君) そのとおりでございます。

○橋本数君 もう一つ、沖繩からの要望といたしまして、入管法の十四条に關係をする問題ですけれども、いわゆる寄港地上陸でございます。十四条に規定する一定の行動範囲が、当該出入国港の近傍となつておるわけで、先ほども議論がありました。沖繩の場合には沖繩県一円にしてもらいたいという要望が具体的に提出されておるわけですが、沖繩県における具体的な適用の問題として、これは行動範囲として可能な解釈適用があるのではないかとこの気もするんですが、どのようにお考えでしょうか。

○政府委員(竹中繁雄君) 寄港地上陸の許可につきましては、先生御指摘のように、入管法の第十四条で出入国港の近傍に上陸する、近いところに入陸するというのが要件になっておるといふことはおっしゃるとおりでございます。それから、沖繩県からの要望が行動範囲を沖繩県内一円に拡大してほしいという内容であるということも先生のおっしゃるとおりでございます。

ただ、台湾の方につきましては、今現在の法律のもとでは寄港地上陸の許可の対象になり得なかつたということでございましたけれども、今回の改正が成立しますと、寄港地上陸の許可が認められることになりまして、

したがって、この拡大の問題も当然具体的にいつなるわけでございますので、先ほどの沖繩県からの要望も踏まえてこれから検討してまいりたいと考えております。

○橋本数君 今のお話のように、この点についても積極的な検討を沖繩県の要望にこたえてやっていただくことをお願いしておきたいと思つて、それで、最近台湾から沖繩県への入国の数が大變ふえているということでございましたが、平成八年、九年の二年の数。そして、沖繩からさらに

他の国へ行くというような關係での旅行者数はどのようになつておるのか、内訳はわかりませんか。

○政府委員(竹中繁雄君) 台湾から沖繩にお見えになる方の数ですけれども、平成八年が十一万二千二百七十、それから平成九年が十四万二千三百七十六ということで、先生御指摘のように大幅にふえております。

一方におきまして、台湾から沖繩にお見えになつて、沖繩からさらにどこかに行かれる方の数がどのくらいかということですが、それに關しましては残念ながら数は把握しておりません。

○橋本数君 今回の改正がなされますと、いわゆる七十二時間内の観光をやり、その上で日本を通過してさらに外国へ行くということが可能になるということですね。したがって、こういう意味でも台湾からお越しになる方がふえる可能性があるかと見てよいのではないですか。

○政府委員(竹中繁雄君) おっしゃるとおり、台湾から当然沖繩には飛行機の便がたくさんございまして、台湾から例えは韓国にも便数がございまして、それから、沖繩那覇空港から韓国への飛行機もございまして、したがって、例えは台湾から韓国に旅行に行かれた方が帰りに沖繩に寄つて免税の買ひ物をして帰るといふようなことが可能になつてくるわけでございます。

○橋本数君 ですから、そういう意味の改善もあつて、さらに台湾からお越しになる方がふえてくる可能性があるかと見てよいのではないかとこの質問なんです。

○政府委員(竹中繁雄君) 恐らくふえるんじゃないかと予想しております。

○橋本数君 最後の質問になりますが、この關係について、中国は一つであるという立場を堅持しながら我が国が対応していくという上で、諸外国の例も大変参考になるわけですが、私どもが外務省からいただいた説明資料によりますと、二十九カ国のうち米国、カナダ、英国、フランス、イタリア、臺灣、韓国など十八カ国が中華民国護照を

承認している。ドイツ、ギリシヤ、オランダ、インドネシアなど八カ国が別紙を添付して承認している。日本と同じような態度をとつておるのはいンド、トルコ、ブラジルの三国だけだ。こういう資料を我々としていただいておりますが、事實はそういう状況なんですか。

○説明員(内藤昌平君) 私どもの調査でもそのように承知しております。

○橋本数君 という状況で、國際的な状況から見ても、今度の法案によつて一つの中国という問題をゆがめるといふようなことにならないで、國際的に日本政府としては対応できるということとは國際状況から見ても言える、こう言つてよろしいかと思つておるんですが、入管局としてはどうお考えですか。

○政府委員(竹中繁雄君) 先生のおっしゃるようによつて承知しております。

○山田俊昭君 法案に対する質問はほとんど出ているのですが、ただ一点、今回の改正によつていわゆる台湾住民の我が国への出入事務処理が合理化されて、非常に効率化が図れるということですが、具体的にこの改正によつて手続が簡易化されることによつて相当時間が短縮される。従事された人たちの縮減といひますか、事務職員削減がどの程度出てくるのかということをおっしゃつてお尋ねしたいんです。

ちよつと僕は、聞いておいてしまつて申しわけないけれども、先ほどから聞いておると、旅行者が相当数ふえているから、とてもそんな人員削減どころではないといふふうにお答えになるんです。どうですか。これだけ効率化されて便利になつたんだから、大幅な時間短縮に伴う人員削減の可能性はいかん。

○政府委員(竹中繁雄君) 台湾における事情でございますので本来外務省がお答えになるべきかもしれませんけれども、私が聞いておるところでは、今現在台湾全体で出しております渡航証明の

数が五十万を越えるという大變な数字でございます。したがつて、あそこですべて事務をやつておられますところはビルの中に入つておられるけれども、隣のオフィスにまでお客さんがあふれて苦情が来ているというような状況なんだとございまして、

それで、では具体的にどういふ事務の合理化、簡素化が行われるかということですが、これも私が承知しているところでは、今現在、台湾につきましても日本に入りたいとお客さんが余りにも多いものから、渡航者証明は本来であれば別途につくらなきゃいけないということございまして、今ちよつと異常に働き過ぎているというのを正常に戻すということでございます。恐らく人間の削減にはつながらないだろうというところでございます。

○山田俊昭君 前田先生もいらつしてございまして、平成七年四月二十六日の衆議院の法務委員会でも、富田委員の質問に対して前田法務大臣が次のようにお答えになつておるわけですが、議事録をそのまま読ませていただきますが、

今後のこうした入管行政のいわば抜本的な改善を図らなければならぬ、そんな観点から実は非常に重く見ておられまして、事務次官を委員長といたしまして法務省内に検討委員会を設置いたしました。入管行政の問題全般についても全省的な立場から検討するということも現在いたしておるところでございます。

というところで、大臣が答弁なさつてから三年を経たおるわけでございますが、いわゆる入管の問題を検討するといふ委員会が設置されたということなんです。この設置された委員会の中で入管問題に対してどんなことが問題にされ、その検討結果等について簡単に答えただければ幸いでございまして、

○政府委員(竹中繁雄君) 委員のおっしゃるとおりの検討委員会ができておられて、そこでは組織体制のあり方を含めて入管行政の問題点についての検討を行つております。



具体的には、所要の人員の確保、組織の整理統合、事務の合理化・効率化、職員に対する研修の充実強化等その体制の整備につき検討し、それを実行してきているところでございます。

具体的には、審査事務の合理化・効率化、あるいは行政サービスの向上を図る、こういう観点から事務処理の電算化を進めるといふことのほか、出張所組織の統廃合を行い、これまで海港に設置していた出張所を県庁所在地、その他の主要都市あるいは出入国者の多い地方空港に再配置する等の方策をとってまいっております。

○山田俊昭君 今、具体的に問題提起されて、それぞれ四項目の検討結果を出されてやっておりますという話ですが、この入管手続に対するいろんな苦情とか文句というふうなものが入国管理局とか市町村役場に出されているケース、いわゆる苦情が非常に多いと思うんですけども、入管ではこういう苦情に対する対応策を何か考えられているんですか。また、現にそういうものがあるかどうか教えてください。

○政府委員(竹中繁雄君) 今現在、入管の各地方局におきまして行政相談窓口あるいは提案箱というものを設置しております。ここに寄せられました苦情や意見、要望につきましては、それぞれの地方入管局のさわやか行政サービス推進委員会というところで検討させまして、可能な限り業務の運営に反映させ行政サービスの向上に努めてまいりました。

具体的なことを幾つか申しますと、一つは、外国人在留総合インフォメーション・センターというものを各入管局に設けております。それから、お客さんの対応マニュアル、こういうものを最近作成しております。さらに、平成八年度から東京入管局、一番事務の多いところなんです、そこにおいてさわやか行政サービスコンテストというのを実施しております。こういうものをなるたけくみ上げて、そういうことをよくやったところにはある種の褒美を出すというようなこともやっております。

今後ともこういうような行政サービスの向上について各般の努力を行っていきたく思っております。

○山田俊昭君 平成九年の三月に総務庁から外国人の在留に関する行政監察というのが行われまして。総務庁の行政監察というのは非常に問題点が多いところなんですけれども、平成九年三月に総務庁から直接そちらの方に出された報告に対してどう対応されたか。私、細かい質問をもっと長く用意したんですが、時間がございませぬので、しよっての質問でございと思いますが、報告に対する対応をお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(竹中繁雄君) 先生おっしゃるとおり、中身が非常にたくさんあるんですけども、大きく分けまして、一つは入国審査及び在留管理に関する事務の改善の話、それからもう一つは外国人登録事務の合理化・迅速化、この二つにまとめられると思っております。

まず、このうちの、業務実績が余り上がっておらず行政経済上非効率であるということで廃止を求められていた地方入国管理局における外国人登録申請用の写真撮影、これにつきましては本年三月末をもって廃止いたしました。

それから、入国・在留諸手続に必要な書類についてできるだけ減らせという報告をございまして、これにつきましても、この報告に従い、最小限必要な書類のみを徴集するというところで、昨年の七月から実施しております。

私どもといたしましては、この報告の趣旨を十分に尊重して、引き続きこの報告にある中身の実現に努めてまいりたいと思っております。

○山田俊昭君 終わります。

○矢田部理君 今度の改正の論議であります、例えば台湾などから日本に渡航する方について、従来、渡航証明書等が必要であったのを今度なくしていく、台湾政府発行の旅券だけでいいというふうになるわけですね。ということになりますと、従来そういう扱いをしてきたのは、日本が承認した国の人たちは今の改正後の手続でよかったです。

わけですが、台湾もそういう扱いということになると、その扱いに関する限り、台湾を国と認めるということにはなりはしないかという心配があるのですが、先ほども出ていたのかもしれないんですが、そうすると、中国は一つという従来の中国の立場を尊重するというふうになってきた日本政府の立場から見ると、その扱いとの関係ではどうなるのか。中国政府などから何らかの公式非公式のこの問題に対する意見の表明などはないのかどうかについてまず伺いたいと思っております。

○政府委員(竹中繁雄君) 現行の法律では、先ほどもちょっと御説明しましたけれども、日本国政府の承認した外国政府の発行した旅券だけが旅券だということになったものから、それに加えてこういうこともできるんだという書き方になっておりますので、この改正によって台湾を国として認めたということには当然ならないというふうな思っております。

○矢田部理君 中国から何かないのかということをお聞いている。

○政府委員(竹中繁雄君) 中国からの反応につきましては、先ほどアジア局長が説明しておりますけれども、扱いを慎重にしてくれというコメントがあったと承知しております。

○矢田部理君 慎重にというのはどういうふうな受け取っているんですか。

○政府委員(竹中繁雄君) これも先ほどのアジア局長の答弁によりまして、慎重という意味に特に外交的な意味があるわけじゃないわけですから、いづれにしても、日中共同声明に違反している云々というコメントはなかったもので、そういう見方を中国がしているとは思っていないという発言が先ほどあったと承知しております。

○矢田部理君 手続を簡素にするということについては私も理解できるのであります、その結果、国際関係にさまざまな影響を及ぼしてはならないというところも一つの視点なのであります。それからもう一点、この改正の結果、対象にな

る地域、台湾が盛んに例示されているわけでありませんが、そのほかにはどこが想定をされますか。例えば、北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国とかP.L.Oなどが私の頭の中にあるわけですが、これらについてはどういふ運びになるのでしょうか、政令事項ということになるわけではありますけれども。

○政府委員(竹中繁雄君) 先生おっしゃるとおり、渡航証明書を発給しているところとして、あと強いて挙げますと北朝鮮、P.L.Oということになるわけですけれども、北朝鮮につきましては昨年一年間でたしか二百数十だけしか渡航証明書が発給されていないという状況でございます。P.L.Oについては、それよりさらに少ない数字だと承知しております。

我々といましては、今回の改正はあくまでも事務の簡素合理化という観点から出しているものでございまして、そういう観点から台湾を政令で掲げるということもございまして、したがって、今の時点でそれ以外のところを政令で取り上げるとことは考えておりません。

○矢田部理君 法律の制度が新しくなる、改正されるわけでありまして、相手国から来る人の数が多いか少ないかによって区別をするのは私はいかがかと思うのであります。法律の制度を改正すれば、台湾だけではなくてそういうことに該当する地域についてもしかるべき検討をするのが当然だということに思うのでありますから、その点はきちっと要望だけして、検討課題にしていたいただきたいと思っております。

それから、入国管理センターなどで退去強制手続をとった外国人が収容されて、非常な大変な数に上るわけでありまして、その扱いについて、処遇についてもさまざまな問題点に関係者、市民団体、それから弁護士などから指摘をされているわけでありまして、処遇が非常に人間的でない、人権が無視されているというようなことで幾つかの事例なども挙げられており、調査結果なども指摘をされておるわけでありまして、処遇がどうもい

る問題点を各所に派生させているのではないかと、お医者さん、嘱託医などを置かざるやならぬということになって、十分な医療が行われていない。例えば私の地元にある東日本センターなどでは神経科のお医者さんが嘱託医かなんかになっていて、一般の病状等については診断しにくい、あるいはまた診察できないというふうなこともあって、病人に対する処遇の問題もあり、さらにはまた、例えば名古屋入管などでは運動をさせないというふうなことでおるのに全く運動させていない、外での運動を認めないとか、差し入れなどについての問題もあります。ある敬けんなクリスチャンが強制収容された、賛美歌をCDで入れようとしたらそんなものはまかりならぬと言って差し入れもできないというふうな事例も指摘をされているわけでありすが、どうなっているんですか。そういう該当された方々からの不満が非常に国際的にも議論になっていくわけですが、その処遇が一つ、もう一点だけ申し上げておきますと、過日、東京の入管でイラン人が事故で亡くなりました。これは暴れて転倒して死亡したというのが新聞等で発表されているのであります。この死因をめぐっていろいろな疑問も関係の弁護士などから提起をされているのであります、事実関係の問い合わせに対して法務省は一切答えないというふうな態度にも少し法務省自身の閉鎖性とか密室性みたいなものを感じられるわけでありすが、もうちょっとそういう扱いとか処遇とか、事件や問題があったらオープンに関係者に明らかにするというふうな対応をしていただくべきものと考えますが、まとめて御返答をいただきますかと思ひます。

○政府委員(竹中繁雄君) まず、収容所の各種の問題でございますけれども、私どもでもできるだけもつとよくしたいと思ひている部分もあるわけでございます、例えば医療の関係でございまして、収容所には大抵医者と看護婦を常時いたただけるような体制がやと最近でまき上がりま

た。今の東京におられる方は、専門は精神でございませけれども、それ以外のことにしても非常に能力のある方だという評価を私どもは伺っております。それから、そういう医者がいないところに関しましては、最寄りの病院と連絡をとってそういう問題でそこが生じないようにできるだけ努めているという状況でございます。それから、運動につきましましては、確かに私どもとしましてはできれば少なくとも一日一回は屋外で運動させたいということでございますけれども、これは実は施設の関係ともう一つは人員の関係で、我々もかなり努力しているんですけども、そちらの方の制約で十分にでき切らない面があることは事実でございます。それから、イラン人の話でございますけれども、これは昨年の八月九日に東京入管の収容所にて打つて病院において死亡したという事件でございました。同局の入国管理官八人が傷害致死により東京地方検察庁に送致された旨の新聞報道がなされておりますけれども、同検察庁から本年三月三日、当局職員がとった措置には犯罪の疑いがないとして不起訴の処分となっております。なお、東京入管管理局からは、この結果を在京のイラン大使館に通報しております。

○矢田部理君 その事件にもまだ幾つかの疑問が残っているやに伺っておりますが一つ、それから、収容された外国人女性に対するセクハラなどがしばしば行われていたり、差別的な扱いがなされたり、長期収容で仮放免の制度もあるわけでありすが、その運用について問題が出されたりしているわけですか。

法務大臣、一度入管行政の中で、これは確かにオーストラリアその他で非常に数多くの人たちが対象になっていて御苦労も多いと思ひますが、しかしやっぱり国際的な問題でもありまして、イランの大統領などもこの問題を注目してきたわけでありすが、きちと人権とか人間的な扱いとか人道的な処遇という立場に立って精査すべき

ものと考えますが、大臣のお答えをいただいで終わりたいと思ひます。  
○國務大臣(下福兼善君) オーストラリアで滞在して検挙された人なんか八十数カ国にわたっているように聞いております。非常に多岐でございます。しかし、御指摘のように基本的人権を尊重して、私どもとしては細かく気を配ってできるだけ努力を続けてまいりたい、このように思ひます。  
○委員(武田節子君) 他に御発言もないようです。それから、質疑は結局したものと認めます。これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。  
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。  
(賛成者挙手)  
○委員(武田節子君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ者あり)  
○委員長(武田節子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。  
本日はこれにて散会いたします。  
午前十一時十九分散会

四月八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。  
一、オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案(衆)  
二、オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案  
三、オウム真理教に係る破産手続における国の債権に関する特例に関する法律案

(趣旨)  
第一条 この法律は、平成七年三月二十日に発生した地下鉄サリン事件等において不特定又は多数の者が被つた惨禍が未曾有のものであることを踏まえ、オウム真理教に対する破産申立事件において債権を届け出た被害者の救済を図ることの緊要性にかんがみ、当該破産申立事件における国の債権に関する特例を定めるものとする。  
(国の債権に関する特例)  
第二条 東京地方裁判所平成七年(ワ)第三六九四号、第三七一四号破産申立事件においては、国が届け出た債権のうち労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)その他の法律の規定に基づき国が取得した損害賠償請求権及び東京地方裁判所平成七年(ワ)第一号、第二号清算人選任申立事件における手納金に係る債権請求権は、国以外の者が届け出た債権のうち生命又は身体を害されたことによる損害賠償請求権に後れるものとする。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。  
本案施行に要する経費  
本案施行による減収見込額は、約一億二千万円である。